

# 石巻市建設工事及び建設工事に係る調査、設計及び測量の業務の競争入札最低制限価格の設定基準について

## 1 建設工事の最低制限価格

○施行期日 平成29年5月1日

### 1 建設工事

A（最低制限価格）

=直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55  
 （ただし、A ≥ 予定価格×7/10）

## 2 建設工事に係る調査、設計及び測量の業務の最低制限価格

○適用期日 平成29年5月1日

### 2 建設工事に係る調査、設計及び測量の業務

建設工事に係る調査、設計及び測量の業務は、業種区分した中で、次のとおり設定する。

①地質調査業務以外に係る契約について

A（最低制限価格）= ①+②+③+④

（ただし、予定価格×8/10 ≥ A ≥ 予定価格×6/10）

②地質調査業務に係る契約について

A（最低制限価格）= ①+②+③+④

（ただし、予定価格×8.5/10 ≥ A ≥ 予定価格×2/3）

※業種区分及び① ② ③ ④ については、下記表を参照。

業種区分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

○石巻市建設工事等競争入札参加心得（平成17年石巻市告示第189号）

<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10105000/3449/H29.5.1kokoroe.pdf>